

# 2022 年度(第 4 回)日本口蓋裂学会認定師認定審査についての手引き

2022 年 7 月 1 日

一般社団法人日本口蓋裂学会  
認定師認定委員会 委員長 飯田征二

一般社団法人日本口蓋裂学会認定師認定委員会は日本口蓋裂学会認定師制度規則ならびに施行細則に基づいて、認定審査を下記の要領で実施します。第 4 回は、以下の 8 分野で審査を行います。

- 口唇裂・口蓋裂認定師(矯正歯科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(口腔外科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(形成外科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(音声言語分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(耳鼻咽喉科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(補綴歯科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(小児歯科分野)
- 口唇裂・口蓋裂認定師(その他の歯科分野)

なお、その他の歯科分野への申請者は、申請準備を始める前に簡単な経歴書と診療内容の概要を添えて認定師認定委員会に申し出てください。委員会で審議の上、審査分野を指定いたします。

## 1.認定師申請資格

- 1) 認定師申請資格につきましては、下記の規則第 3 章の第 5 条、第 6 条、第 7 条、施行細則第 5 章の第 15 条、第 16 条、第 17 条に定められており、分野によって追加要件がある場合もありますので、規則、施行細則、共通手引き、該当分野の手引きの内容を十分ご確認のうえ準備を進めてください(後出:8.参考資料)。
- 2) 分野によって、資格要件の追加がある場合がありますので、該当分野の手引きを十分ご参照下さい。
- 3) 2019 年度から 7 年間に限り、暫定制度を実施します。施行細則第 16 条を参照してください。
- 4) 期間の要件として、学会入会日から申請締め切りの 2022 年 9 月 30 日までが 5 年以上経過していることを要します。また、規則の第 5 条 1), 2), 3)、第 6 条 1)の 5 年以上とは、2022 年 9 月 30 日から遡って 5 年以上を意味します。
- 5) 申請者は、2022 年度までの年会費を 2022 年 9 月 30 日までに納入済の者に限ります。

## 2.提出書類

認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出してください。

- 1) 認定申請書(書式 1)
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 履歴書(書式 2)
- 4) 医療歴証明書(書式 3)
- 5) 免許証(医師、歯科医師、言語聴覚士)の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し(A4 に縮小コピーのこと)
- 6) 重点症例記録(書式 4)(分野ごとの規定あり)
- 7) 報告症例記録(書式 5)(分野ごとの規定あり)
- 8) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文
- 9) 学術業績目録(書式 6)(分野ごとの規定あり)
- 10) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2 枚) (同一年の複数受講は認めない)
- 11) 暫定制度申請者用臨床実績目録(書式 7) 暫定制度対象者は、8),書式 3, 4, 5, 6 に代わり書式 7 を提出してください。

※暫定制度利用者のみ

## 3.認定師認定審査料の納付

認定師認定審査料 10,000 円

所定の振替用紙にて本委員会郵便振替口座へ振り込んで下さい。

なお、既納の審査料は原則として返還しません。

\*通信欄に「認定師認定審査料」とご記載ください。

### 【ゆうちょ銀行から送金の場合】

郵便振替口座: 当座)00100-9-550345

加入者名:日本口蓋裂学会

### 【他の金融機関から送金の場合】

銀行名 :ゆうちょ銀行

支店名 : 〇一九(ゼロイチキュウ)店

口座番号:当座) 0550345

#### 4.書類提出期間

2022年7月1日(金)～2022年9月30日(金)【消印有効 / 締切厳守】

提出は、簡易書留、または対面受け取りのレターパックプラスによる送付に限ります。

#### 5.提出先住所

〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11

一ツ橋印刷(株)学会事務センター内

日本口蓋裂学会 認定師認定委員会 宛

#### 6.申請書類の記入ならびに提出における注意

- 1) 申請書類は認定師申請書式をダウンロードして使用してください。書式 1～7 は A4 サイズでプリントアウトして、自書・捺印の指定箇所は、黒インク、あるいは黒ボールペンを用いて自書で記名、捺印してください。自書指定箇所以外は、ワープロ入力(明朝体推奨)してください。
- 2) 事務的資料(書式 1、2、3)の記載不備は、必要資料不足とされ、不備多数の場合は不合格となります。
- 3) 履歴書(書式 2)は、学会入会年月日をご確認の上、入職日から退職期日を含めて正確に記入し作成してください。
- 4) 医療歴証明書(書式 3)は、履歴書で記載された5年以上の口唇裂口蓋裂治療に従事したことを証明するものです。過去に勤務した施設を含め口唇裂・口蓋裂治療を実施した当該施設長(診療科長を含む)による在職証明、もしくは当該分野の評議員によって認定していただきます。複数の施設で実施した場合は、それぞれの施設の証明書を必要とします。なお、申請内容に疑義が生じた場合、学会ならびに認定師認定委員会が審議、調査をしたり、学会が一旦認定した資格が取り消されることがあることを予めご承知ください。
- 5) 臨床能力評価資料(書式 4、5)の記載内容の条件は、各分野で異なります。該当の分野の手引き(別紙)を参考に記載してください。なお、記載の不備は、不合格・再審査の対象になります。
- 6) 口唇裂口蓋裂治療における医療連携に関する小論文は所定の課題に対して400字程度で記載してください。
- 7) 学術業績目録(書式 6)は、分野ごとの規定にしたがって記載してください。

- 8) 暫定制度での申請では、上記、6)、書式 3、4、5、6 に代わりに臨床実績目録（書式 7)のみを提出していただきます。5 年間の診療症例数(治療患者数)の合計が、25 例以上を申請要件とします。また、他の分野との医療連携についても記載してください。
- 9) 年月日記載は、西暦表記に統一して下さい。
- 10) 締め切り後に到着した申請書類は、受理いたしません。
- 11) 歯科領域に関する用語に関しては、下記を参照して下さい。  
日本歯科医学会学術用語集 第 2 版  
<https://www.jads.jp/2018/1225/JapanDentalTerminology2ndEdition.pdf>

## 7.認定審査の方法

- 1) 認定師認定委員会で、提出された書類の審査を行い、資格の合否を内定します。  
これを理事会に上申し、審議ならびに承認後、合否が決定します。

審査結果は、理事長が申請者に通知します。合格者は、登録料 10,000 円を所定の口座に払い込んで下さい。その後、理事長が学会の認定師登録原簿に登録のうえ公示し、認定証を交付します。なお、認定師資格は、5 年毎に資格更新審査が行われますことをご留意下さい。

- 2) 呈示症例の内容が本学会の求めるところに至らない場合には、1 度のみ申請者に対して再提出を求めますが、再提出された書類等の内容が十分でない場合は、当該年度の判定を「保留」とし、次年度に再申請していただくことになります。

## 8.保留判定者の再審査について

呈示症例の問題から判定が「保留」となった場合、翌年度の認定師審査においてのみ、再審査申請を認めますので、下記要領に従って申請してください。申請年度の審査委員会において新たに審査し、合否を決定いたします。

再審査料 5,000 円

### 提出書類

- 1) 認定申請書(書式 1) 再審査である旨を明記
- 2) 審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 3) 重点症例記録(書式 4) (分野ごとの規定あり)
- 4) 報告症例記録(書式 5) (分野ごとの規定あり)

## 9.参考資料（日本口蓋裂学会認定師制度規則、施行細則より抜粋）

### <規則>

#### 第3章 認定師申請資格

第5条（認定師申請資格）以下の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 各職種の免許証を取得後5年以上経過しているもの
- 2) 5年以上引き続いて日本口蓋裂学会の正会員であるもの
- 3) 口唇裂・口蓋裂医療に5年以上従事し、第7条に定める記録を有するもの
- 4) 口唇裂・口蓋裂に関係する業績を有するもの。内容要件は手引きに定める。
- 5) 日本口蓋裂学会総会・学術集会において開催される教育セミナーを2回以上受講していること。ただし、同一年の複数の受講証明は認めない。

#### 第6条（従事期間、施設の条件）

- 1) 期間：口唇裂・口蓋裂医療に5年以上従事することを必要とする。その証明は、口唇裂・口蓋裂治療に従事した施設の長（診療科長を含む）もしくは日本口蓋裂学会社員（評議員）が行う。
- 2) 施設：医療施設を基本とするが、医療施設以外は手引きに記載された施設とする。

第7条（医療記録）申請者は、申請までに口唇裂・口蓋裂の医療に関与した症例について、所定の用紙に病歴要約と他領域との治療協力体制について記載する。記載すべき内容および症例数は各領域別に手引きに公示する。

### <施行細則>

#### 第5章 認定師申請資格および申請書類

第15条 医師、歯科医師、言語聴覚士の免許を5年以上有し、かつ本学会会員歴5年以上の臨床経験を有するものとする。

第16条 認定師認定制度を開始する2019年度から7年間に限り、現評議員並びに評議員経験者には暫定制度を実施する。なお、十分な診療経験を有し、指導的立場として本学会に多大な貢献が認められる会員においては認定師認定委員会からの推薦をもって理事会で審議の上、暫定制度での申請を認める。

第17条 認定師の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書と所定の審査料振込領収証、またはそれに代わるもののコピー
- 2) 免許証（医師、歯科医師、言語聴覚士）の写し、必要とされる分野は専門医などの指定の認定証の写し

- 3) 履歴書
- 4) 医療歴証明書
- 5) 症例記録
- 6) 小論文
- 7) 学術業績目録
- 8) 認定師申請単位取得セミナー受講証(2 枚)(同一年の複数受講は認めない)  
ただし、暫定制度対象者は、4), 5), 6), 7)に代わり、9)を提出することとする。
- 9) 臨床実績目録

## 10. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 申請書類は3年間事務局にて保管した後、裁断処理をいたします。保管・廃棄に当たっては個人情報保護法を遵守します。
- 2) 日本口蓋裂学会個人情報保護方針に基づき、収集した個人情報は認定師認定審査の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。
- 3) 申請書類作成に際しては、電子媒体を利用したり、施設外へ情報を持ち出したりすることにより盗難や紛失等の機会が増えます。特に症例記録には要配慮個人情報(機微情報)に当たる情報が存在しますので、申請者自身の責任としてデータをロックするなどして厳重に取り扱うように努めて下さい。
- 4) 個人が特定される可能性のある症例や臨床写真については、申請者自身が患者への十分な説明のもとに同意を得て下さい。また、申請者の責任のもとに提示方法にも配慮してください。

## 11. 問い合わせ先

症例内容などの学術的質問、あるいは申請書類の記入方法、申請方法などの事務的質問は、日本口蓋裂学会事務局に、所属分野とご氏名を申し出て、お問い合わせください。

日本口蓋裂学会事務局

TEL:03-5620-1953 (受付可能時間 9:00~17:00)

E-mail:jclp-service@onebridge.co.jp